

基礎研 レポート

EU と米国の間の再保険規制を 巡る動きについて —カバード・アグリーメントがついに署名された—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

「欧州連合 (EU) と米国の対話プロジェクト (EU-US Dialogue Project)」及びそこで協議されていた「カバード・アグリーメント (Covered Agreement)」の締結を巡る動きについては、これまで、保険年金フォーカス「[EU と米国の間の再保険規制を巡る交渉の状況はどうなったのか—カバード・アグリーメントをついに締結へ—](#)」(2017.1.17)、基礎研レポート「[トランプ政権による保険会社規制への影響について—国内・国外 \(EU、IAIS\) 問題への対応—](#)」(2017.4.4) 及び保険年金フォーカス「[EU と米国の間の再保険規制を巡る動きについて—トランプ政権もカバード・アグリーメントを承認へ—](#)」(2017.7.25) (以下、「前回のレポート」という)等で報告してきた。

前回のレポートで報告したように、米国財務省 (The U.S. Department of the Treasury) 及び米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative : USTR) は、7月14日のプレス・リリースで、「政府は、今後数週間で協定に署名することに加えて、実施に関する米国の政策声明を発表する予定である。」として、カバード・アグリーメントに署名する意向であることを発表¹していた。

これを受けて、米国財務省及び USTR は、9月22日に「カバード・アグリーメントに署名」した旨を公表²し、併せて「政策声明」も公表³した。

今回のレポートでは、これらの公表内容及びこの発表を受けての関係団体の反応を報告する。

2—カバード・アグリーメントと今回の合意の内容

カバード・アグリーメントについては、これまでのレポートで、その定義や意味合い等について報告してきたが、その内容を繰り返しておく。

¹ <https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/sm0124.aspx>

² <https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/sm0164.aspx>

³ https://www.treasury.gov/initiatives/fio/reports-and-notice/US_Covered_Agreement_Policy_Statement_Isued_September_2017.pdf

1 | カバード・アグリーメントとは

カバード・アグリーメントとは、「米国と 1 つ以上の外国政府、当局または規制主体との間で締結され、州の保険または再保険規制の下で達成される保護レベルと『実質的に同等』である保険または再保険の消費者のための保護レベルを達成する保険または再保険の事業に関するプルデンシヤル（健全性）措置の認識に関連する、保険または再保険の事業に関するプルデンシヤル措置に関する、書面による二国間または多国間の合意」として、ドッド・フランク法（Dodd-Frank Act）の Title V に定義された特殊なタイプの国際的合意である。

2 | 今回の米国財務省及び USTR による発表について

今回、米国財務省及び USTR は、9 月 22 日のプレス・リリース²で、「財務省、USTR は、EU とのプルデンシヤルな保険及び再保険措置に関するカバード・アグリーメント⁴に署名した」と公表した。

Steven T. Mnuchin 財務長官は、「規制上の明確さを提供し、規制上の負担を軽減することで、合意は、米国企業が、EU 内でより競争力を高め、国内外の米国の保険会社や再保険会社の機会を増やし、持続的な経済成長という政府の目標を促進することを可能にする。」と述べている。

具体的には、以下の通りである。

2017 年 9 月 22 日

財務省、USTR は、EU とのプルデンシヤルな保険及び再保険措置に関するカバード・アグリーメントに署名した

ワシントン・米財務省と USTR は、本日、EU とのプルデンシヤルな保険及び再保険措置に関するカバード・アグリーメント（合意）に調印した。財務省と USTR はまた、米国が合意の一定の条項の実施をどのように見ているかを明確にする政策声明を共同で発表した。

合意は、プルデンシヤルな保険監督の 3 つの分野、すなわちグループ監督、再保険、監督当局間の情報交換に対応している。合意は、米国における保険事業の主な監督者としての州の保険監督当局の役割を含む、米国の保険規制制度を確認している。

Steven T. Mnuchin 財務長官は、「広範な利害関係者の関与とレビューの結果、財務省は EU とのカバード・アグリーメントが、米国、米国の保険業界、米国の保険契約者にとって勝利であると結論付けた。」「規制上の明確さを提供し、規制上の負担を軽減することで、合意は、米国企業が、EU 内でより競争力を高め、国内外の米国の保険会社や再保険会社の機会を増やし、持続的な経済成長という政府の目標を促進することを可能にする。」と述べた。

Robert Lighthizer USTR 代表は、「EU との合意は、米国保険業界に対して、公平な競争市場を確保し、それにより EU における米国の競争力を強化するものである。」「米国の政策声明と整合的に実施される合意は、国内外における消費者を保護し、米国の保険会社が EU の潜在的に過剰な規制要件への遵守を緩和することで、米国の利益を増進させる。」と述べた。

米国は、合意が実施される際に、米国保険会社、米国再保険会社、米国保険監督者、米国消費者、

⁴ https://www.treasury.gov/initiatives/fio/reports-and-notice/US_EU_Covered_Agreement_Signed_September_17.pdf

米国経済の利益を促進することにコミットしている。米国は、合意の実施の進展の上で、利害関係者と州監督当局との関与を継続する。

3 | 今回のカバード・アグリーメントの概要

今回のカバード・アグリーメントにより、米国で活動する EU の再保険会社の担保要件が排除され、米国の再保険規制をソルベンシー II と同等のものとして認識することで、EU で活動する米国の再保険会社に課せられる障壁が取り除かれることになる。

より、具体的には、今回のカバード・アグリーメントは、健全性保険監督の 3 つの分野、(1) 再保険、(2) グループの監督、(3) 監督者間の保険情報の交換、をカバーしている。

「(1) 再保険」に関しては、消費者保護が強化され、EU 及び米国の市場で事業を展開する EU 及び米国の再保険会社に対する担保及び現地のプレゼンス要件の廃止につながるようになる。

「(2) グループの監督」に関しては、米国と EU の保険会社は、自国の管轄地域の監督者による世界的なプルデンシャル保険グループ監督のみの対象となり、米国及び EU のそれぞれの監督当局の自国の監督の優位性が保持されることになる。ただし、各監督者は、その監督領域における保険契約者の利益や金融の安定性を損なう可能性のある世界的な活動についての情報を要求し入手する資格は保持する。

「(3) 監督者間の保険情報の交換」に関しては、米国と EU の保険監督当局は、米国及び EU 市場で活動する保険会社及び再保険会社に関する監督情報を引き続き交換することを奨励し、このような情報交換を支援するためのモデル覚書の規定を含めている。

4 | EU における今回の合意の位置付けと今後の動き

今回の合意は、米国にとってはドッド・フランク法の意味での「カバード・アグリーメント」であるが、一方で、EU にとっては「EU 機能条約第 218 条に基づく合意」である。

今回の署名を経て、EU と米国は、合意に従って、仮出願 (Provisional Application) に移行することになる。また、欧州連合は、正式にこの協定を締結するために、「EU 機能条約」に基づいて EU 理事会と欧州議会を含む、必要な措置を講じていくことになる。

以下は、米国財務省及び USTR のプレス・リリースに先立って、同じ 9 月 22 日に、米国と EU によって行われた共同声明⁵の内容である。

2017 年 9 月 22 日

保険と再保険のプルデンシャル措置に関する EU と米国の二国間協定の今後の署名に関する共同声明

ワシントン/ブリュッセル - 米国と EU は、9 月 22 日金曜日の午後に行われるプルデンシャルな保険と再保険措置に関する EU-US 合意の来るべき署名を発表することを喜ばしく思う。両当事者は、2017 年 7 月 14 日に同意書に署名する意向を発表した。

⁵ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2017/september/joint-statement-upcoming>

この合意は、保険及び再保険に関する米国と EU の協力の大きな前進を表しており、堅牢な消費者保護を維持しながら、規制の確実性を強化することにより、大西洋を横断して活動する EU と米国の保険会社及び再保険会社に利益をもたらす。

この合意は、米国にとってはドッド・フランク法の意味での「カバード・アグリーメント」であり、EU にとっては欧州連合機能条約第 218 条に基づく合意であり、プルデンシャルな保険監督の 3 つの領域：(1) 再保険、(2) グループ監督、(3) 監督者間の保険情報の交換、に対処している。

再保険に関して、合意は、お互いの市場で事業を行う EU 再保険会社及び米国再保険会社に対する担保及び現地プレゼンス要件の廃止につながる。

グループ監督に関しては、この合意により、他の市場で営業している米国及び EU の保険会社は、自国の管轄地域の監督者による世界的なプルデンシャルな保険グループ監督の対象となる。

また、合意は、米国及び EU の保険監督当局が、米国及び EU 市場で活動する保険会社及び再保険会社に関する監督情報を引き続き交換するように奨励している。このような監督当局間の情報交換を支援するため、合意にはモデル情報共有覚書規定が含まれている。

米国と EU は、合意により設立された合同委員会を含む、合意の実施の成功を期待している。この合意は、米国及び EU の保険の消費者ならびに両市場で事業を行う米国と EU の保険会社及び再保険会社にとって、有意義な利益をもたらす。当事者は、本合意に従って仮出願に移行する。欧州連合はまた、正式にこの協定を締結するために、EU 機能条約に基づいて EU 理事会と欧州議会を含む、必要な措置を講じる。

3—EU とのカバード・アグリーメントに関する米国の声明

米国財務省及び USTR は、同じく 9 月 22 日に、保険及び再保険のプルデンシャル措置に関する米国と EU との間の二国間合意について、米国の保険監督者及び業界参加者に、合意の実施に関する追加的な明確さを提供する目的で、声明を公表³している。

その概要は、以下の通りである。

全体

- ・ 保険事業の主な監督者としての州の保険監督当局の役割を含む、米国の保険規制制度を確認している。この合意は、米国に永続的な利益をもたらす。EU で活動する米国の保険会社及び再保険会社に対して、規制の確実性を提供し、重要な消費者保護規定を維持しながら、米国の保険会社と個人及び企業保険契約者の費用を削減することが見込まれている。

再保険（第 3 条） 州アプローチの構築

- ・ 米国にとって、合意の担保排除要件は、5 年間の移行期間が終了するまで、完全な実施を要求するものでなく、特定の財務力及び市場遂行要件を満たす再保険会社に対してのみ適用される。
- ・ 米国は、各州に対し、合意の第 3 条に従った再保険法及び規則に対する関連するクレジットを速やかに採用し、EU の再保険会社に対する再保険出再に対するフルのクレジットを認めるために、各米国の州によって要求される担保金額を段階的に廃止する、ことを奨励する。

グループ監督（第4条） 米国のエンティティベースの規制制度の維持

- ・合意は、EU内で活動している米国保険会社に対するEUのプルデンシャルグループ保険措置の世界的な適用を制限している。
- ・合意は、米国の親会社がグループレベルのガバナンス、ソルベンシーと資本及びソルベンシーIIの報告要件に従うことなく、米国の保険会社及び再保険会社がEU内で事業展開できることを規定しており、EUのプルデンシャルな保険監督制度は、米国における制度ではないことを補強している。
- ・合意は、米国におけるグループ資本基準またはグループ資本要件の開発を要求していない。

情報の交換（第5条） 監督協力の円滑化

- ・米国は、米国の保険監督当局が、機密保護の高い基準を尊重しつつ、協力、情報共有を増進するために、合意に付属する監督当局間の情報交換に関するモデル覚書（MOU）に規定された実務と整合的なEU保険監督当局との情報交換に協力することを奨励している。

合同委員会（第7条） 運営と透明な実施

- ・合同委員会は、合意の運営と適切な実施に関する情報の交換及び相談の場となる。合同委員会は、米国またはEUにおける保険及び再保険の事業を規制する能力を有さない。
- ・米国は、州の保険監督当局と協議し、合同委員会の議論が州の保険監督当局の見解と利益を十分に理解して行われることを確実にする堅固な協議プロセスを確立する。

結論

- ・合意は、当事国間で交渉される最終的かつ制御的な法文であり、重要な法的条件及び上記に要約されていないその他の条項を含んでいる。
- ・この文書は、合意及び連邦保険局法と併せて再検討される必要がある。

具体的には、以下の通りである。

2017年9月22日

EUとのカバード・アグリーメントに基づく米国の声明

米国は、保険及び再保険のプルデンシャル措置に関する米国とEUとの間の二国間合意について、米国の保険監督者及び業界参加者に、合意の実施に関する追加的な明確さを提供するために、以下の情報を提供する。

合意は、保険事業の主な監督者としての州の保険監督当局の役割を含む、米国の保険規制制度を確認している。この合意は、米国に永続的な利益をもたらす。EUで活動する米国の保険会社及び再保険会社に対して、規制の確実性を提供し、重要な消費者保護規定を維持しながら、米国の保険会社と個人及び企業保険契約者の費用を削減することが見込まれている。米国は、合意の実施を通じて利害関係者と定期的かつ実質的に関与することをコミットする。米国は、米国自身の義務を履行しつつ、EUがその義務を履行することを確実にするために、あらゆる努力を行う。

再保険（第3条） 州アプローチの構築

米国にとって、合意の担保排除要件は、5年間の移行期間が終了するまで、完全な実施を要求するものでなく、特定の財務力及び市場行動要件を満たす再保険会社に対してのみ適用される。第9条に従い、米国は、各州に対し、第3条に従った再保険法及び規則に対する関連するクレジットを速やかに採用し、EUの再保険会社に対する再保険出再に対するフルのクレジットを認めるために、各州によって要求される担保金額を段階的に廃止する、ことを奨励する。

合意の担保排除要件は、合意の適用前に締結された再保険契約、または合意の適用前に発生した損失または積み立てられた準備金には適用されない。合意のいかなる規定も、再保険契約の再交渉、または法律で要求されるものを超える契約上の担保要件の合意を行う、再保険契約の当事者の法的資格を変更するものではない。

この合意に基づき、第3条の規定は、特定の財務力及び市場行動要件を満たすEUの再保険会社に適用される。とりわけ、第3条は、合意が、州の保険監督当局が、出再会社がEUの再保険会社と再保険契約を締結するため、または州の保険監督当局がその州に本店を置く米国の再保険会社との再保険契約の場合と同じ要件を適用する場合に、そのような再保険に対してクレジットを認めるため、の条件として、担保要件と実質的に同じ規制上の影響を及ぼすものでない非担保要件を課すことを妨げない、ことを明確にしている。

グループ監督（第4条） 米国のエンティティベースの規制制度の維持

合意は、EU内で活動している米国保険会社に対するEUのプルデンシャルグループ保険措置の世界的な適用を制限している。合意は、米国の親会社がソルベンシーIIのグループレベルのガバナンス、ソルベンシーと資本及び報告要件に従うことなく、米国の保険会社及び再保険会社がEUにおいて事業展開できることを規定しており、EUのプルデンシャルな保険監督制度は、米国における制度ではないことを補強している。合意は、米国におけるグループ資本基準またはグループ資本要件の開発を要求していない。第4条(h)は、州がグループ全体の資本評価を開発すると考えている。全米保険監督官協会（NAIC）を通じて、州は、グループレベルでの企業の資本ポジションを評価するための分析ツールとして機能することを意図したグループ資本算出の開発を進めている。米国は、合意が署名された日から5年以内に作業が完了し、実施されるとして、NAICのグループ資本の計算が、第4条(h)の「グループ資本評価」の条件を満たすと想定している。合意は、EU内で事業を行っていない米国の保険グループに対して、グループ資本の評価を要求していない。

米国は、既存の州法は、予防的、是正的、またはそれ以外の対応策を講じる手段として、既に保険会社レベルで資本措置を適用することを認めており、そのような措置を課す州監督当局の能力は、合意の第4条の条項に整合している、と理解している。さらに、第4条は、州が、他の予防的、是正的、またはそれ以外の対応策を課すのではなく、資本評価に基づいてそのような資本的措置を課すことを要求していない。

合意の報告規定は、規制協力を強化しつつも、グループレベルでの世界的な事業に対する広範囲のEU報告要件から、EUに関連会社を有する米国の保険グループを保護する。米国の保険監督者は、

必要に応じて、米国の保険契約者に対する重大な損害や財務上の安定に対する深刻な脅威、または保険会社の米国での保険金支払能力への重大な影響を防ぐために、米国で活動している保険会社の EU の親会社に関する情報を入手することができる。さらに、第 4 条 (c) に基づき、米国の保険監督者は、EU 保険監督者から、その管轄区域で活動している EU 保険会社について、世界的なグループ ORSA (リスクとソルベンシーの自己評価) の要約レポートまたはそれと同等の文書を受け取る。第 4 条 (f) に基づき、米国の州のプルデンシャル保険グループの監督報告要件は、もしそのような要件が直接的に米国における保険金を支払うためのグループにおける保険会社の能力に重大な影響を与えるリスクに関係している場合には、EU の親保険会社のレベルで継続して適用される。米国は、監督カレッジと合意の第 5 条に基づく情報交換を含む、米国と EU の保険監督当局間の緊密な監督上の協力が今後も継続すると想定している。米国は、第 4 条の報告規定に従う上で、州監督当局が、NAIC の「保険持株会社制度モデル規制法」に基づく州法とのコンフリクトに遭遇すると想定する根拠を見ていない。

情報の交換 (第 5 条) 監督協力の円滑化

合意は、保険及び再保険市場のグローバル化の進展と、機密情報の交換に関する米国と EU の保険監督者間の協力の関連する必要性を認識している。したがって、米国は、米国の保険監督当局が、高い機密保護基準を尊重しつつ、協力と情報共有を増進するために、合意に付属する「監督当局間の情報交換に関するモデル覚書 (MOU) 規定」に記載された実務と統合的な EU 保険監督当局と情報交換に協力することを奨励している。

合同委員会 (第 7 条) 運営と透明な実施

合意は、第 12 条 (改正) に従って、当事者の書面による合意によってのみ改正することができる。第 7 条で述べたように、合同委員会は、合意の運営と適切な実施に関する情報の交換及び相談の場となる。合同委員会は、米国または EU における保険及び再保険の事業を規制する能力を有さない。米国は、合意の適切な実施には、適切な透明性と利害関係者の関与、そして米国の利益の擁護が必要であると考えている。米国の州監督当局は、この合意の実施に大きな責任を負うことになるため、米国は、職員を含む州の保険監督当局が合同委員会の作業に直接関与することを約束している。この目的のために、米国は、州の保険監督当局と協議し、合同委員会の議論が州の保険監督当局の見解と利益を十分に理解して行われることを確実にするための堅固な協議プロセスを確立する。

結論

合意は、国内外の市場において、米国企業が外国企業と競争することを可能にし、国際的な金融規制交渉及び会議における米国の利益を向上させ、規則を効率的で効果的で適切に調整されたものとするにより、「米国金融制度規制のための主要原則に関する大統領行政命令 (2017 年 2 月 3 日)」で指定された原則を支持する。米国は、合意が実行される上において、米国の利害関係者、米国の保険監督当局、米国経済の利益を促進することを期待している。また、米国は、監督と規制のために相互の制度を尊重しながら、保険及び再保険の消費者を保護するという目標を EU と共有している。合意は、当事者間で交渉される最終的かつ支配的な法律文であり、重要な法的条件及び上記に要約され

ていないその他の条項を含んでいる。この文書は、合意及び連邦保険局法と併せてレビューされる必要がある。

4—今回の発表に対する関係団体の反応

今回の財務省及び USTR からの発表を受けて、関係団体からは、以下の声明が出されている。

1 | NAIC (National Association of Insurance Commissioners : 全米保険監督官会議)

NAIC は、以下の声明⁶をリリースして、「財務省と USTR が、我々が求めていたように、資本、グループ監督、再保険、合同委員会などの重要な分野で、カバード・アグリーメントの解釈を明確にしたことを喜んでいる。」とし、さらに「NAIC のメンバーは、オープンで透明なプロセスと整合的な国の規制に対するカバード・アグリーメントの影響を評価し、必要とされる可能性のある保険規制への変更を検討する。」としている。

2017年9月22日

NAIC はカバード・アグリーメントに反応する

NAIC 会長及びウィスコンシン州コミッショナー Ted Nickel 氏の声明：

「財務省と USTR が、我々が求めていたように、資本、グループ監督、再保険、合同委員会などの重要な分野で、カバード・アグリーメントの解釈を明確にしたことを喜んでいる。NAIC のメンバーは、オープンで透明なプロセスと整合的な国の規制に対するカバード・アグリーメントの影響を評価し、必要とされる可能性のある保険規制への変更を検討する。」

NAIC の最高経営責任者 (CEO) Mike Consedine 氏の声明：

「州は、EU の再保険会社と取引を行っている米国企業に対して、強力なソルベンシー保護を維持しながら、EU で事業を行っている米国の保険会社の本質的に異なる取扱を解決することに全力で取り組んでいる。最近の自然災害は、災害が襲ったときに支払うべき金額が迅速に保険契約者や元受保険会社に支払われることを確実にすることの重要性を例示している。我々は、財務省と USTR が、カバード・アグリーメントに関する我々の懸念を解決するために我々と建設的に取り組んでいることに感謝しているが、将来においてこのメカニズムを使用することに対しては注意が必要だろう。」

2 | NAMIC (National Association of Mutual Insurance Companies : 全米相互保険会社協会)

NAMIC は、これまでカバード・アグリーメントに慎重なスタンスを示してきたが、今回の発表を受けてのプレス・リリースは(このレポートの執筆時点においては)行っていないようである。NAMIC は他の関係団体とは異なり、少なくとも歓迎の意を有していないようである。NAMIC は今回の協定を「欧州の規制当局が我々の規制制度を同等とみなすという考案された問題に対する提案された解決策」であると呼んでいた。

⁶ http://www.naic.org/newsroom_statement_170922_reponds_to_covered_agreement.htm

NAMIC は、5月22日の Steve Mnuchin 財務長官宛のレター⁷の中で、合意に達する前に、①相互承認、②再保険担保、③グループ資本、④合同委員会、についての明確化が不可欠である、と述べていたが、今回の財務省及び USTR からの政策声明は、それに一定応えた形になっている。

3 | NCOIL (National Conference of Insurance Legislators : 全米保険議員協議会)

NCOIL は、以下の声明⁸をリリースして、今回のカバード・アグリーメントの署名に「深く失望している。」として、引き続き反対する意向を示している。

NCOIL の Tom Considine CEO は、「契約上担保を要求する市場プレゼンスを持たない会社は法的保護を失い、それを要求するに十分大きな会社はそれを続けることができることから、この合意はメインストリートを犠牲にしたウォールストリートの勝利である、」と述べ、さらに「この合意は、連邦政府と国際的な規制当局の双方による、米国の州規制に基づく保険規制への侵入である。」と述べている。

2017年9月23日

NCOIL は、カバード・アグリーメントの署名に失望している

Manasquan, NJ — NCOIL CEO でコミッショナーの Tom Considine 氏は、米国財務省がカバード・アグリーメントに署名するというニュースに基づいて、以下の声明を発表した。NCOIL は 8 ヶ月間、契約上担保を要求する市場プレゼンスを持たない会社は法的保護を失い、それを要求するに十分大きな会社はそれを続けることができることから、この合意はメインストリートを犠牲にしたウォールストリートの勝利である、と述べてきた。

さらに、もちろん、この合意は、連邦政府と国際的な規制当局の双方が、消費者を効果的に保護し、世界最大で最も競争が激しく、最も革新的な保険市場を創出するのを支援してきた米国の州規制に基づく保険規制への侵入でもある。今日この合意に署名することによって、それは重大なリスクにさらされている。NCOIL とそのメンバーは深く失望している。」

4 | ACLI (American Council of Life Insurers : 米国生命保険協会)

ACLI は、以前から、カバード・アグリーメントの締結に賛意を表明していたが、今回の発表を受けて、以下の声明⁹を公表して、「カバード・アグリーメントに合意したことを称賛する。」と述べるとともに、「ACLI のメンバーは、カバード・アグリーメントによって提供される保証から恩恵を受けて、顧客の財務的安全性を保護するためにリソースを捧げることができる。」としている。

2017年9月22日

ACLI はカバード・アグリーメントの署名を称賛する

米国生命保険協会 (ACLI) の Dirk Kempthorne 会長兼 CEO は、米国と EU のカバード・アグリ

⁷ https://www.namic.org/pdf/testimony/170522_WA_letter.pdf

⁸ <http://ncoil.org/wp-content/uploads/2017/09/covered-agreement-signature-9.22.17.pdf>

⁹ <https://www.acli.com/Posting/NR17-060>

ーメントに署名した米国財務長官と USTR に対し、以下の声明を発表した。

ワシントン D.C. (2017 年 9 月 22 日) - 米国生命保険協会は、米国財務長官と USTR に対し、米国と EU のカバード・アグリーメントに合意したことを称賛する。ACLI は、この重要な合意に取り組んできた機関と財務省の連邦保険局に感謝している。

カバード・アグリーメントは、保険会社と再保険会社に対して規制の確実性を提供している。これらの管轄区域でビジネスを行うために、米国と EU の両方で営業している企業の条件を定めている。これは、米国企業が国内外の外国企業と競争力を持つことを可能にし、国際的な金融交渉や会議における米国の利益を促進し、規制を効率的かつ効果的かつ適切に調整できるようにするという政府の方針と一致している。

ACLI のメンバーは、カバード・アグリーメントによって提供される保証から恩恵を受けて、顧客の財務的保障を保護するためにリソースを捧げることができる。生命保険会社によって提供される退職や保険の商品を通じて、7,500 万人の米国人家族が、安全な退職のためによりよく貯蓄を計画、貯蓄、保証することができる。

このカバード・アグリーメントはまた、米国の州に基づく保険規制制度を支持している。契約が履行される上で、州監督当局は重要な役割を果たす。ACLI は、NAIC と州の保険監督当局に対し、契約の履行に向けて、連邦政府機関と協力して働いていることを称賛している。」

5 | RAA (Reinsurance Association of America : 米国再保険協会)

RAA も、以下の声明¹⁰をリリースして、今回の署名を称賛している。

Frank Nutter 会長は、「これは重要なマイルストーンであり、米国の州規制制度の強みを認識し、保険と再保険問題に関する米国と EU の間の強い規制協力を公式化するものである。重要なことは、米国と EU は、他者が従うべき十分に規制された管轄区域間の規制協力のモデルを確立している。」と述べている。

さらに、RAA の法律顧問である Tracey Laws 氏は、「この合意は、国際的に事業を展開している米国企業の競争力を強化する上で重要な規制上の進展である。」と述べている。

2017 年 9 月 22 日

米国と EU の間のカバード・アグリーメントが実行される

ワシントン DC (2017 年 9 月 22 日) - 今日、財務省と USTR は、EU とのカバード・アグリーメントを締結した。米国再保険協会の Frank Nutter 会長は、「合意を達成されたことに対して、政府を称賛する。これは重要なマイルストーンであり、米国の州規制制度の強みを認識し、保険と再保険問題に関する米国と EU の間の強い規制協力を公式化するものである。重要なことは、米国と EU は、他者が従うべき十分に規制された管轄区域間の規制協力のモデルを確立している。」

カバード・アグリーメントは、資格を有する再保険会社の担保及び現地のプレゼンス要件を排除し、両方の管轄地域において事業展開している保険会社及び再保険会社のグループ監督要件を意義ある形

¹⁰ http://www.reinsurance.org/Press_Releases/Press_Releases/

で合理化することにより、米国企業が EU で事業を行う能力を高める。

具体的には、合意は、

- ・ 保険事業の主要な規制当局としての州の役割とアプローチを含む、米国の統合された保険制度を支持する。
- ・ 米国の再保険業者が EU 全体で国境を越えてビジネスを行うことを許可する。
- ・ EU が「欧州事業の上流」にある米国の持株会社に対してソルベンシー II 基準を適用しないことを保証する。

RAA の法律顧問である Tracey Laws 氏は、「この合意は、国際的に事業を展開している米国企業の競争力を強化する上で重要な規制上の進展である。合意の交渉に成功した米国と EU の関係者の努力に感謝する。」と述べた。

6 | AIA (American Insurance Association : 米国保険協会)

AIA は、以下の声明¹¹をリリースして、「この合意は、EU のソルベンシー II 枠組みの実施後、米国のグループが直面した欧州の障壁を排除し、EU と米国におけるプルデンシャルな監督の相互承認を確立するものである。」と述べた。

さらに、AIA の SVP 兼法律顧問の Stef Zielezienski 氏は、「お互いの規制制度だけでなく、差別のない取扱や、オープンで、互恵的で、競争的な保険市場へのコミットメントを確認している。両者がこの重要な合意の履行に向かう上で、業界は可能な限り手助けする用意ができています。」と述べている。

2017 年 9 月 22 日

差し迫ったカバード・アグリーメント署名に関する AIA の声明

米国保険協会 (AIA) は、米国と欧州委員会との間の保険及び再保険のプルデンシャル措置に関するカバード・アグリーメントの差し迫った署名に対応して、以下の声明を発表した。

この合意は、EU のソルベンシー II 枠組みの実施後、米国のグループが直面した欧州の障壁を排除し、EU と米国におけるプルデンシャルな監督の相互承認を確立するものである。

AIA の SVP 兼法律顧問の Stef Zielezienski 氏の声明は、以下の通り。

「AIA は今日のニュースを歓迎し、米国と EU の関係者による苦勞を高く評価する。交渉が始まった時点で、米国の保険会社と再保険グループは、欧州で事業を展開する能力の障害に直面していたが、今回の合意はこれらの障壁を取り除き、お互いの規制制度だけでなく、差別のない取扱や、オープンで、互恵的で、競争的な保険市場へのコミットメントを確認している。両者がこの重要な合意の履行に向かう上で、業界は可能な限り手助けする用意ができています。」

7 | Insurance Europe (保険ヨーロッパ)

ここまでは、米国の関係団体の反応を述べてきたが、欧州サイドでは、欧州の保険業界団体である

¹¹ <http://www.aiadc.org/media-center/all-news-releases/2017/september/covered-agreement-news-release>

Insurance Europe が、コメントを発表¹²して歓迎の意向を示している。

また、「この合意は、欧州再保険会社が米国に事業を展開する際に現在直面している担保要件を排除し、それにより欧州と米国の再保険会社間の公平な競争条件をサポートしている。」としている。と同時に「保険ヨーロッパは、合意の締結の成功の鍵となる欧州議会での円滑なプロセスを期待している。」と述べている。

2017年9月22日

(再) 保険に関する EU と米国の二国間合意の調印は歓迎される

保険と再保険に関するプルデンシャル措置について、EU と米国の間の二国間合意の調印の発表を受けて、保険ヨーロッパの健全な規制と国際問題担当のヘッドである Cristina Mihai 氏は、以下のよう

に述べた。
「保険ヨーロッパは、(再) 保険に関する EU・米国二国間合意の署名を歓迎し、それが署名される前に、この合意の交渉において、そしてその後の立法過程において、過去 2 年間に欧州の機関及び加盟国によってなされた重要な作業と努力に感謝する。」

「この合意は、欧州再保険会社が米国に事業を展開する際に現在直面している担保要件を排除し、それにより欧州と米国の再保険会社間の公平な競争条件をサポートしている。保険ヨーロッパは、合意の締結の成功の鍵となる欧州議会での円滑なプロセスを期待している。」

8 | IUA (International Underwriting Association : 国際アンダーライティング協会)

ロンドン市場におけるホールセール(再) 保険会社を代表している IUA は、以下の声明¹³をリリースして、「EU と米国のカバード・アグリーメントは、両サイドにビジネス上の利点を提供しており、数ヶ月の審査と長年の策定の結果、今日署名に至ったことを喜んでいる。」とし、「これが、他者がより公平でより効率的なグローバルな保険業界の創造に従うことができるという実例の証明になる、ことを願っている。」と述べている。

2017年9月22日

IUA は EU / US のカバード・アグリーメントに署名についてコメントする

EU と米国の保険と再保険に関する二国間合意の署名後、IUA の Dave Matcham 最高経営責任者は、次のように述べた。

「EU と米国のカバード・アグリーメントは、両国にビジネス上の利点を提供しており、数ヶ月の審査と長年の策定の結果、今日署名に至ったことを喜んでいる。私は、規制当局間のより大きな相互認識のための重要な基準を設定する取引の迅速な実施を今、楽しみにしている。私は、これが、他者が

¹² <https://www.insuranceeurope.eu/sites/default/files/attachments/Signing%20of%20EU-US%20bilateral%20agreement%20on%20%28re%29insurance%20welcomed%20.pdf>

¹³ https://www.iaa.co.uk/IUA_Member/Press/Press_Releases_2017/IUA_comments_on_signing_of_EU-US_covered_agreement.aspx

より公平でより効率的なグローバルな保険業界の創造に従うことができるという実例の証明になる、ことを願っている。」

5—まとめ

以上、EU と米国の間での再保険規制等を巡るカバード・アグリーメントの署名に関する今回の動き及びそれを受けての関係団体の反応について報告してきた。

合意前には EU の監督当局が米国の州規制制度を機能的に同等であると認めていなかったため、グローバルに活動している米国の（再）保険会社は、資本基準の向上を含め、ソルベンシー II への対応のために、潜在的に多額の費用を負担することを余儀なくされる可能性があったが、今回の合意により、それが軽減されることになる。これに対して、米国で活動する EU の（再）保険会社には担保要件の救済措置が提供されることになる。

いずれにしても、今回の発表により、これまで長期間にわたって、米国の保険業界を二分していた問題に一定終止符が打たれることになる。また、今回のカバード・アグリーメントの締結により、「EU と米国の（再）保険会社の活躍の機会が拡大していく」ことが期待されることになる。

今回のカバード・アグリーメントを受けた実際の適用がどのような形で進展していくことになるのかについては大変気になることであることから、今後の NAIC や米国の各州及び EU 各国の保険監督当局の対応や、米国と欧州の保険会社の対応等について、引き続き注視していくこととしたい。

以 上